

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成 29 年度岩手県介護支援専門員実務研修受講試験会場設営業務
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間 契約日から平成 29 年 10 月 8 日まで
- (4) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去において当該業務と同等以上の規模の業務を行った実績があること。（当該業務を示す契約書等の写しを、8 月 22 日（火）午前 10 時までに当財団に提出すること。）
- (3) 岩手県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団でないこと。

3. 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（業務名）
- (5) 宛名 公益財団法人いきいき岩手支援財団 理事長 長山 洋 とすること。
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受注者氏名、頭書に「代理人」と記載する。）

4. 入札等

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(2) 入札保証金に関する事項

- ① 入札参加者は、入札金額の 100分の108に相当する金額の100分の3以上の金額を公益財団法人いきいき岩手支援財団出納責任者に納付しなければならない。但し、入札参加者が保険会社との間に当財団を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ② 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む）終了後請求書の提出を受け当該入札参加者又はその代理人に還付する。但し、落札者については、契約締結後において還付する。
- ③ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは当財団に帰属する。

5. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された場合を除く）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正した場合
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

6. 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約のないように適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該落札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに変わって入札業務に関係のない職員にくじを引かせる。

7. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず。又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

8. 契約に関する事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が一般競争入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。但し、落札者が保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは当財団に帰属する。
- (4) 契約事項は別添契約書（案）とする。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) その他入札資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。